

アプリ証券口座開設 利用規約

アプリ証券口座開設 利用規約（以下「本規約」）は、個人のお客さまが、株式会社愛媛銀行（以下、「当行」といいます）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「ひめぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます）で、アプリ証券口座開設を利用する場合に適用されます。本規約は、「ひめぎん総合取引約款・規定集」および「ひめぎんアプリ利用規約」に定める事項に加え、以下の取り扱いを定めるものです。

第1条（利用資格）

当行本支店にて普通預金口座を保有または本アプリより同時に普通預金口座開設を申し、かつ日本国内に居住するマイナンバーカードを保有するお申込み時点で18歳以上80歳未満の個人の方とします。

ただし、下記の場合は本アプリから証券口座開設のお申込みはできません。

【ご利用いただけない方】

- ・ 一般口座をご希望の方
- ・ すでに当行で証券口座を開設されている方
- ・ すでに当行口座をお持ちの方で、お届けの氏名を変更されていない方（旧姓併記の場合を除きます）
- ・ 本アプリで証券口座を開設する店舗と異なる店舗にてすでに同一名義の取引を有し、かつ既存の届出事項（住所・電話番号）とアプリ証券口座開設申込時の届出事項（住所・電話番号）の内容が異なる場合
- ・ アプリ証券口座開設を行う店舗にてすでに同一名義の取引を有し、その店舗にて下記「別途手続きが必要となるお取引」があり、かつ既存の届出事項（住所・電話番号）とアプリ証券口座開設申込時の届出事項（住所・電話番号）の内容が異なる場合

【別途手続きが必要となるお取引】

当座預金、有担保ローン（住宅ローン等）、事業性融資、マル優、特別マル優、財形預金（一般財形を除きます）

- ・ 外国籍の方
- ・ 税務上の居住国（納税地国）が日本国のみ以外の方
- ・ 外国政府等において重要な公的地位にある方（あった方）またはそのご家族
- ・ 成年後見制度をご利用の方

第2条（取扱店の範囲）

本アプリで取り扱う証券口座開設店舗は、本アプリに登録しているメイン口座もしくは追加口座が属する店舗となります。

第3条（本人確認資料）

本人確認資料は、マイナンバーカードとします。

第4条（取引の開始）

取引は、当行が別途定める関連規定をお客さまが承認のうえ本アプリから申込み、当行がこれを受領した後、本アプリで届け出たメールアドレスにメールを送付する等してこれを承諾したときに、この総合取引に係る契約が成立するものとします。なお、当行の審査に基づき取引をお断りする場合があります。

第5条（個人番号の届出）

当行は、金融商品取引に関する口座開設に係る申請・届出事務、法定調書の作成・提出その他法令に基づく個人番号関係事務を行うため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条に基づき、次の各項に定める方法により、お客さまに個人



番号の提供を求めるものとします。お客さまは、当行が当該事務のために個人番号を取得し、利用することに同意するものとします。

1. マイナンバーカードの読み取りによる個人番号の提供

マイナンバーカードの読み取りにより取得した個人番号は、SBIビジネス・ソリューションズ株式会社が提供するサービスを介して、セコムトラストシステムズ株式会社が提供するセキュアデータセンター内の専用区画に保管します。

2. マイナンバーカード券面画像の提出による個人番号の提供

お客さまが撮影・提出したマイナンバーカードの券面画像から取得した個人番号は、当行の委託先である株式会社TREASURYが取得し、セコムトラストシステムズ株式会社が提供するセキュアデータセンター内の専用区画に保管します。

第6条（申込時に届出た個人情報の利用）

1. アプリ証券口座開設する店舗にてすでに同一名義の取引がある場合、すでにお届けいただいている住所・電話番号がアプリ証券口座開設申込時にお届けいただいた内容と異なる際は、アプリ証券口座開設の申込をもって届出事項の変更依頼があったものとしてお取り扱いいたします。ただし、ご家族に関する届出事項の変更は除きます。
2. 上記1. に該当し、JCBカード（ひめぎんJCBデビット、JCBカードS、ひめぎんJCBカード[asita]）をご利用の場合は、本手続きをもって、株式会社愛媛ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーへ届出事項の変更依頼があったものとしてお取り扱いいたします。

第7条（規定の適用）

本規約に特段の定めがない場合は、ひめぎん総合取引約款・規定集、ひめぎんアプリ利用規約、Trust Idiom 利用規約をはじめとする各種規定により取扱います。

第8条（規約の変更）

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに原則として当行ホームページに掲載します。変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって損害が生じたとしても、当行の故意または過失に基づく場合を除き、当行は責任を負いません。

以上

（2026 年 9 月 28 日現在）